

1. いじめとは

いじめの定義

- ①行為をした者(甲)も、行為の対象となった者(乙)も児童生徒
- ②甲と乙の間に一定の人的関係が存在する
- ③甲が乙に対して心理的または物理的な影響を与える行為をした
- ④当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じている

※①～④のすべてを満たす事象が法律上のいじめに該当
(いじめ防止対策推進法 第2条関係)

法律上のいじめは広範にわたる

生徒間トラブル?

「これはいじめではなく、ただの生徒間トラブルです。」

「生徒間でトラブルがあった」=「何らかの行為があった」ということ

その行為により児童生徒が苦痛を感じていれば・・・

→ 法律上のいじめに当たる

先入観を持たず、法にのっとって客観的に判断

2. いじめへの対応 【対応の流れ】

(1) いじめの訴えの適切な把握

いじめの訴えの把握 = 対応の入り口



入り口を間違えると適切な対応に繋がらない

【ポイント】

- ・先入観を持たない
- ・5W1H(いつ・どこで・誰に・何をされた等)に沿って聴く
- ・聴き取った内容を本人・保護者に確認

(2) 組織での対応方針の検討

学校いじめ防止組織で方針を決定



方針に従って適切に対応

× 個人で解決

(3) 適切な事実確認(聴き取り・アンケートの実施等)

事実行為があったかどうか確認

- ・アンケート
- ・聴き取り
- ・相談記録
- ・保健室の記録…

【ポイント】

- ・証拠の保全(物的証拠・写真・スクリーンショット等)
- ・聴き取り体制の配慮
(例) 公平・中立性の担保(児童生徒との利害関係)
身体的、精神的安心の確保(食事、トイレ、聴き取りの人数)

(4) 組織での指導方針の検討

事実確認の結果を組織で情報共有し**指導方針を決定**

【検討内容】

- ・加害児童生徒への指導内容
- ・加害児童生徒保護者への説明、協力要請
- ・被害児童生徒への事実確認結果の説明
- ・被害児童生徒に対する、加害児童生徒への指導方針の説明
- ・被害児童生徒への支援策

2. いじめへの対応

【対応の流れ】

(5) 被害児童生徒等への適切な情報提供 と加害児童生徒等への対応

【被害児童生徒に対して】

寄り添う姿勢を示しながら…

- ・事実確認の結果の説明
- ・学校としての対応方針
(加害側への指導方針・被害側への支援策)

【加害児童生徒に対して】

いじめは絶対に許されないということを理解させつつ…

- ・いじめ行為に至った児童生徒の背景にも目を向け、適切に指導
- ・保護者への情報提供、指導の協力要請

(6) 解消までの見守り

いじめの解消 ≠ 行為が止む・謝罪した

いじめの解消 = 以下の2点が満たされていること

- ① 被害児童生徒に対するいじめの行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安として継続していること
- ② 被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる状態にあること

3. いじめの未然防止に向けて

(1) 教職員の意識の醸成

- ① いじめはどの学校、どの年代にも起こりうる
 ×「うちの学校(クラス)に限って、いじめはない」
- ② 教員としての発言に自覚と責任を持つ
 不用意な発言で、児童生徒を傷つけ、いじめを呼び込むことも…

(2) 児童生徒同士の絆づくり

児童生徒が「自己有用感」を感じ取れる絆づくり
 = 主体的に取り組む共同的な活動等を通じて

自己有用感

- ・「自分は他者から認められている」
- ・「自分は他者の役に立っている」

(3) 児童生徒の居場所づくり

児童生徒にとっての学校 = 安心・安全な場所

児童生徒の「居場所」

- ・クラス
- ・保健室
- ・クラブ活動
- ・部活動

【児童生徒を観察するポイント】

- ・クラスの中で孤立していないか
- ・保健室を訪問する回数に変化はないか
- ・クラブ活動や部活動に対する気持ちの変化はないか

4. おわりに

生徒指導上の諸課題

いじめ

暴力

不登校

根底は一緒かも

- ・児童生徒一人一人に目を向ける
- ・一人一人の背景を理解する

I's2019(生徒指導ハンドブック)



埼玉県教育局県立学校部生徒指導課のHPからダウンロードできます

<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/handbook/handbook-is.html>